

湯沢市婚活サポート補助金交付要綱

令和6年3月28日

告示第34号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号）に定めるもののほか、湯沢市婚活サポート補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、結婚を希望する独身の男女が結婚相談所の利用に要した経費の一部を補助することにより、出会いの機会の創出及び結婚の促進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 結婚相談所 結婚を希望する独身の会員に、結婚を前提とした出会い及び交際から結婚に至るまでのサービスを提供する事業者であって、秋田県内に本店、支店又は営業所を有する事業者をいう。
- (2) 初期費用 結婚相談所の入会に要する費用をいう。
- (3) 会費 結婚相談所に年間を通じて支払う費用をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の申請時において市内に住所を有する者
- (2) 市税及び上下水道料金に滞納がない者
- (3) 外国人の場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令に基づき、日本国に永住権を有する者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、結婚相談所の利用に要する経費のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりものとする。

- (1) 初期費用 補助金を申請する日が属する年度に支払したもの
- (2) 会費 令和6年4月1日から結婚までの期間に支払したもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 初期費用 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は5万円のいずれか低い額
- (2) 会費 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は10万円のいずれか低い額

(補助金の交付申請等)

第7条 前条第1号に係る補助金の交付を受けようとする者は、婚活サポート補助金(初期費用)交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 結婚相談所の事業内容を確認できる書類
- (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 前条第2号に係る補助金の交付を受けようとする者は、婚活サポート補助金(会費)交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 会費の金額等を確認できる書類
- (2) 会費の支払に係る領収書等の写し
- (3) 婚姻に係る受理証明書又は戸籍謄本
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

3 補助金の交付の申請は、第5条各号の補助対象経費につき、それぞれ1回限りとする。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、婚活サポート補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(状況の調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、結婚相談所の利用状況等について報告を求め、又は調査することができる。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付に係る条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、婚活サポート補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金の交付を停止し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(関係帳簿の保管)

第12条 交付決定者は、補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、証拠書類を補助金の額の確定する日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

湯沢市長 様

申請者 住所

氏名

生年月日

電話

婚活サポート補助金（初期費用）交付申請書兼実績報告書兼請求書

婚活サポート補助金の交付を受けたいので、湯沢市婚活サポート補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。また、事業が完了したので実績を報告し、補助金を請求します。

なお、補助金の交付申請に当たり、対象者要件の該当性を審査するため、市が私について必要な税情報等の公簿等を確認することに同意します。

利用した 結婚相談所	住所 名称		電話			
結婚相談所 利用開始日	年 月 日					
補助対象経費	円		初期費用の支払額合計			
申請・実績 ・請求金額	円		補助対象経費の1/2以内（100円未満の端数切捨て）又は5万円のいずれか低い額			
金融機関名	銀行・金庫 組合・農協		支店名	本店・支店・出張所		
口座種別	普通・当座		口座 番号			
フリガナ						
口座名義人						

市記入欄

市税の滞納の有無	無・有	確認年月日	年 月 日
上下水道料金の滞納の有無	無・有	確認年月日	年 月 日

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

湯沢市長 様

申請者 住所
氏名
生年月日
電話

婚活サポート補助金（会費）交付申請書兼実績報告書兼請求書

婚活サポート補助金の交付を受けたいので、湯沢市婚活サポート補助金交付要綱第7条第2項の規定により申請します。また、事業が完了したので実績を報告し、補助金を請求します。

なお、補助金の交付申請に当たり、対象者要件の該当性を審査するため、市が私について必要な税情報等の公簿等を確認することに同意します。

利用した 結婚相談所	住所 名称		電話				
婚姻届受理日	年 月 日						
補助対象経費	円		会費の支払額合計				
申請・実績 ・請求金額	円		補助対象経費の1/2以内（100円未満の端数切捨て）又は10万円のいずれか低い額				
金融機関名	銀行・金庫 組合・農協		支店名	本店・支店・出張所			
口座種別	普通・当座		口座 番号				
フリガナ							
口座名義人							

市記入欄

市税の滞納の有無	無・有	確認年月日	年 月 日
上下水道料金の滞納の有無	無・有	確認年月日	年 月 日

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

湯沢市長



婚活サポート補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、審査の結果、次のとおり交付を決定しましたので、湯沢市婚活サポート補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

交付決定額 円

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

湯沢市長



婚活サポート補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した補助金について、次のとおり交付を取り消したので、湯沢市婚活サポート補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

- 1 交付決定取消額 円
- 2 交付決定取消理由